

熊本県動物管理センター収容動物の架空計上

みやざき・市民オンブズマン 野中公彦

全国動物ネットワーク及び CAPIN 鶴田真子美代表による熊本地震後の人と動物の同伴避難の呼びかけや、実際の保護活動に同行する機会があり（平成28年4月28～5月6日及び5月31～6月3日）、6月3日午前には、熊本県動物管理センターより29匹の猫を鶴田真子美氏とともに引き取ったうえ宮崎市内まで連れ帰るという経験をした。

熊本県動物管理センターに収容された猫について今年3月28日には、刑事告発が行われた（この時の猫も含まれる）。

その後は、有志により、熊本県動物管理センターに収容された動物の状況の把握に努めているところであるが、熊本県動物管理センター収容動物の架空計上や様々な事実が判明している。

問題点を以下に大きく分けてみた（本稿では、猫を問題としているが犬についても調査中）。

1. 収容動物数の不正操作、2. 猫の違法な捕獲、3. 所有者不明猫の公示無、4. 飼養放棄と譲渡の回避（ボランティア排除）5. 被災動物のため殺処分停止期間中の収容動物殺害である。上に挙げた問題点は、そもそも根本的な問題として実質的に熊本県が違法な収容動物の殺害を原則としていることに起因するが、これについては、別稿に詳しく述べる。以下にそれぞれの問題について説明する。本稿では、特に1. について述べる。

1. 熊本県 動物管理センター（以下センター） の収容動物数の不正操作

熊本県が猫を引取る場合に筆者が確認した熊本県が作成している文書は、主に以下のものがある。①引取り申請書（保健所が猫を引き取る際に使用し、所有者と所有者不明それぞれの様式）、②保健所ごとの譲渡申請書類（保健所が、猫を譲渡する際に使用）、③動物管理台帳（保健所からセンター職員が猫を回収時に使用）、④月間実績報告書（センター業務を受注する熊本県弘済会が集計し県に提出）、⑤四半期報告（年4回作成）。

筆者が、センター作成の④の報告書6月分をみると、鶴田氏と筆者らで29頭の猫をセンターから引き出した6月3日の譲渡数がゼロのうえ月間でもゼロ、翌月も譲渡ゼロとデータメなのが一目瞭然であった。猫の引出時には、センター事務所に鶴田氏が譲渡申請書類を記入している。このセンター譲渡書類は、そもそも明白な公用文書であるが、熊本県に開示請求しても、県に報告を求めていると称し「不存在」とされた。

また、熊本県健康危機管理課の山本氏に訊ねたところ、③の動物管理台帳は、28年度の途中7月から、新たにはじめられたのでそれ以前は作成されていないと説明。台帳か何か

知らないが、保健所からセンターへ引き渡す際に猫に添付する書類が必ずあるはずだと指摘すると、全く何も答えず、必ず調べたうえで正確な事実を教えるように伝えたにも関わらず、全く回答が無い。

本来、県内保健所から、センターが回収する犬・猫は、「動物管理台帳」により個体ごとに文書が作成され、センター回収時に添付される。保健所とセンター記入欄があり、それぞれ保管されている。熊本県は、明白な虚偽説明をしており、その証拠に実は、筆者は、熊本県への開示請求により猫の動物管理台帳の開示を受けている。天草保健所分の動物管理台帳は、地震後の4月14日に保護収容された猫の記録から存在。なお、天草保健所の説明では、動物管理台帳は、写真の無いものもあるとのこと、私に開示された文書は、撮影記録付のみ（もともと撮影記録文書の開示請求であったため）。

このように、熊本県健康危機管理課動物愛護管理担当者らは、口から出まかせ、嘘八百、誤魔化しばかりで、日ごろから、嘘をつくことに何の抵抗もないことが、良くわかる。

前述のセンター作成の月間実績報告書の猫譲渡数のデータラメについて熊本県健康危機管理課 動物愛護行政担当の江川氏に説明を求めたところ、住民を愚弄するような嘘を重ねたうえで、何と、事業実績報告書とは別にセンター収容動物の数等は、県で別に集計していると言うではないか！そもそもセンター収容動物の集計は、江川氏が県として承認しているもので当然ながら動かしようも無い。しかも28年度3月20日時点の県の数字を教えるというので筆者が文書で出すよう言うと、江川氏は、拒否したうえで、口頭でならと、猫のセンター譲渡数は、654頭だと言う。一方、センター作成の事業実績報告書の平成28年度3月末のセンター譲渡猫の累計は、602頭で、繰り返すが、江川氏も承認した確定されたものである。江川氏の説明は、「裏帳簿」を作っていると自ら暴露したことに実は、他ならない。

ANJ事務局では、熊本の被災動物の情報収集に努めており、熊本県動物管理センター収容動物の実数について、センター長によるメモの集計を入手した（表2）。センターに震災後入っているボランティアの方複数人に話を伺ったところ、実際にボランティアの方が見ていたセンターの猫の収容頭数と同じではないかとの回答であった。このセンター長のメモの譲渡数の累計と、江川氏の654頭という数字は、符号すると言ってよいのではないだろうか。入手出来たセンター長メモは、3月17日に653頭、3月23日に657頭となっていて、3月20日分は、未入手であるものの江川氏の言う654頭があてはまることは充分あり得る。江川氏の主張する県集計の「654頭」が一体何なのか？筆者が再三に渡り説明を求めたことに対する江川氏の回答は無い（回答拒否）。

また、センターの譲渡記録や飼養管理日誌類を情報公開請求したところ、当該文書は、熊本県に報告を求めているとして、不存在とされた。㈱熊本県弘済会に委託しているが、公務であり公用文書以外の何物でもなく、情報隠ぺいに過ぎない。まさにやりたい放題である。

次の表は、④の月間実績報告書を筆者が解りやすく集計したものである。4月の殺処分31頭は、地震前のものとされている。熊本県がHPで公表している平成28年度の猫の殺処分数は、被災による殺処分停止中にも猫が殺害されているというボランティアの指摘を受け新聞報道された14匹を(株)熊本県弘済会が作成した実績報告書の前述31頭に足したものとなっている。センターでは、センター敷地内(熊本市管轄)で捕獲器に入った猫も殺害されているが、捕獲の正当性もなく、仮に保護したとするなら熊本市が保護すべき猫である。ここまで来ると法令もへったくれもなくただ捕まっただけの、「猫さらい」ではないか。

表1 熊本県動物管理センター事業実績報告書を筆者が集計したもの

年月	保健所からの回収		センター内			月末残 *生きて収容されている数
	生体	死体	譲渡	死亡	殺処分	
H28年 4月	65	13	12	5	31	17
H28年 5月	139	57	0	0	0	156
H28年 6月	174	51	0	2	0	328
H28年 7月	101	48	0	30	0	399
H28年 8月	120	21	1	27	0	491
H28年 9月	87	16	333	39	0	206
H28年 10月	105	46	21	31	0	259
H28年 11月	44	14	69	18	0	216
H28年 12月	18	0	45	3	0	186
H29年 1月	28	0	31	1	0	182
H29年 2月	22	2	70	2	0	132
H29年 3月	25	0	20	0	0	137
計	928	268	602	158	31	137

上記の表には、前述の鶴田氏と筆者らで引き出した29頭も含まれていない等データもなものだが、突出しておかしいのは、表右のセンターに収容されている生きて猫の数である。ANJ事務局が入手した熊本県動物管理センター収容動物の実数についても、センター長によるメモの集計とは、大きく数字がかい離している。事業実績報告書の計算も杜撰極まりない。平成28年度末にセンターに生きて収容されていたのは14頭だったのが、実績報告書では、137頭と約10倍にもなっている。だいたい、6月5日に鶴田氏がセンターに立入したときは、猫は、十数頭しかいなかったのである。

2016年7月23日の朝日新聞デジタル版には以下の記事がある。

「県は7月1日までに犬328匹、猫462匹を保護。飼い主を探すなどしてきたが、同日現在でも同センターには犬48匹、猫74匹、各保健所にも犬が計81匹、猫が計45匹保護されている。同センターの石原貢一所長によるとセンターでは犬40匹、猫30匹程度の収容が限界という。」

センター報告書では、6月から7月にかけて300頭以上が収容されていることになっている。

そもそも、限界の収容頭数を超えて、地方公共団体が、動物を引き取るなどできるはずが無い。適正に飼養できる収容場所を確保しなければならないのは、当然である。

動物の愛護及び管理に関する法律では、(動物の所有者又は占有者の責務等)として昭和48年の制定時から原則は変わらない以下の規定がある。

「第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。」

動物行政においては全く無視されており、このような飼養できない、殺処分目的の引取りが横行している。あからさまに動愛法の罰則に該当する犯罪である。罰則規定は、以下の通り。

「第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。」

表3は、熊本県に開示請求し入手した猫の引取り申請書を個々に目を通たうえで、センターが回収したとする数と付け合せた(現在入手している平成28年4月～7月分のみ)。

すると保健所からセンターに送られたはずの猫が、回収したセンター側で消えている。保健所が引き取ったとする申請書は、「所有者不明猫」に集中しており、筆跡が似ている、保健所の受付印さえ無い等不審なものが多い。

所有者からの引取りには、料金が発生し印紙を貼るが、所有者不明猫は、料金が発生しないため、架空の引取り申請書は、作り放題であると言える。

今まで述べてきたのは、震災の年度である平成28年度だが、平成27年度に熊本県が引き取った全ての引取り申請書類についても熊本県に開示請求のうえ確認作業を行った。すると熊本県が公表している引取り数のうち、根拠となる引取り申請書が存在しない猫が15%あり、ほぼ全てが所有者不明猫である。

環境省データによると熊本県の猫の引取数(負傷動物を除く)は、平成27年度1985頭、26年度は、1935頭。2.5%微増で、上記のように、そもそも数字の根拠の引取り依頼書が無いのだから、あからさまに操作した数字としか言いようが無い。

表2 熊本県動物管理センター長メモ

日付	集計				推移			
	搬入	譲渡	死亡	残	搬入	譲渡	死亡	残
2016年08月25日	490	310	41	139				
2016年09月01日	513	317	44	152	23	7	3	13
2016年09月08日	537	322	48	167	24	5	4	15
2016年09月15日	566	331	58	177	29	9	10	10
2016年09月21日	566	332	63	171	0	1	5	-6
2016年09月29日	590	362	79	149	24	30	16	-22
2016年10月04日	621	370	86	165	31	8	7	16
2016年10月11日	630	375	88	167	9	5	2	2
2016年10月20日	664	382	100	181	34	7	12	14
2016年10月27日	693	396	106	181	29	14	6	0
2016年11月02日	703	416	108	179	10	20	2	-2
2016年11月09日	724	423	119	182	21	7	11	3
2016年11月16日	725	467	122	136	1	44	3	-46
2016年11月23日	730	474	141	115	5	7	19	-21
2016年12月01日	744	504	145	95	14	30	4	-20
2016年12月08日	746	506	148	92	2	2	3	-3
2016年12月13日	746	516	150	80	0	10	2	-12
2016年12月22日	754	520	150	84	8	4	0	4
2016年12月27日	757	520	150	87	3	0	0	3
2016年01月05日	768	537	151	80	11	17	1	-7
2016年01月12日	775	540	151	84	7	3	0	4
2016年01月19日	778	544	151	83	3	4	0	-1
2016年01月26日	787	553	151	83	9	9	0	0
2016年02月01日	792	565	151	76	5	12	0	-7
2017年02月07日	799	591	153	55	7	26	2	-21
2017年03月17日	824	653	153	18	25	62	0	-37
2017年03月23日	824	657	153	14	0	4	0	-4

表3 猫の引取り申請書の集計とセンター報告書の差異

年月	保健所			熊本県動物管理センター		差異
	猫引取 (うち所有者不明)	譲渡	センター移送	保健所からの回収		
H28 4月	104 (73)	0	104	78		26
H28 5月	250 (210)	10	240	196		44
H28 6月	274 (250)	21	253	225		28
H28 7月	180 (154)	9	171	149		22

1. の動物管理センター収容動物の架空計上を総括すると、センターが、譲渡ボランティアを実質排除してきた理由がわかる。センター収容動物の実数がばれてしまうのである。

熊本県動物管理センターに譲渡の為のボランティアが立ち入ったのは、平成28年の震災後である。熊本県健康危機管理課の山本氏は、センターでの譲渡が制度としてはじまったのは、震災後と筆者に説明した。そもそも業務委託契約書を確認すると、平成25年度には、センター収容動物の譲渡も業務として契約事項となっているのだ。そもそも昭和49年施行の動物の保護及び管理に関する法律に規定されている所有者及び占有者の責務に照らせば、殺害・焼却を目的とした熊本県動物管理センターの設置の違法性は、明白である。

要は、地震のため衆目環境になり、譲渡ボランティアを排除できなくなったというのが、実態である。6月1日に鶴田氏がセンターに立ち入った時には、特に猫は世話すらされてい

なかったのである。そしてセンター職員は、収容動物の写真は撮るなど警告してくる。撮られたら困るはずである。

熊本県の動物愛護管理行政担当者と（株）熊本県弘済会は、一体となって詐欺行為を行ってきているのである。明らかな汚職事件である。

2. 猫の違法な捕獲

平成 27 年度に、熊本県内の市町村役場が捕獲等した猫は、成猫 108 頭、子猫 107 頭であった。このうち成猫は、殆ど捕獲されたものである。また熊本県は、野良猫は、不要猫なので殺すと、熊本県動物管理センターから猫の薬殺を受注している熊本県動物愛護推進協議会委員である平山獣医師が、鶴田真子美 ANJ 代表に対し言明している。

3. 所有者不明猫の公示無

熊本県（政令市除く）内 10 か所の保健所のうち、天草保健所 1 か所のみが、公示を行っていたが、震災のあった平成 28 年度は、3 頭のみで、一応は 2 週間の保管期限となっている。平成 27 年度が、3 頭、平成 26 年 1 頭、この程度の件数のうえ、保管期限が翌日であったり所有権を侵害していることは明白である。熊本県警察署に届けられた、もしくは署員が保護し熊本県内（熊本市を除く）保健所に移送された猫は、平成 26 年が 16 件 21 頭、平成 27 年 16 件 29 頭、平成 28 年 20 件 27 頭（熊本県警察署会計課の回答）。

4. 飼養放棄と譲渡の回避（ボランティア排除）

「熊本県の動物愛護管理についての知事からのメッセージ」として熊本県 HP で以下の記述がある。

「・H28 年 4 月の熊本地震に際し、県が保護した犬や猫は県内外の愛護団体、ボランティアの皆様、他県の自治体関係者の協力のもと、元の飼い主への返還と新たな飼い主への譲渡に注力。」

これは、完全な捏造文書であり、虚偽公文書の作成及び行使にあたる犯罪であろう。このメッセージが大嘘であることは、後に記述する筆者の体験を参照。

5. 被災動物のため殺処分停止期間中の収容動物殺害については、本年 3 月 28 日に告発状を熊本県警に提出。

6. 筆者の熊本県動物管理センターでの体験

以下は、筆者の体験である。熊本県と熊本県動物管理センターは、収容動物の譲渡に関して主体的に取り組むことなど皆無であって仕方なく引き渡しただけである。

センター長など、筆者の目の前で平然とくわえ煙草をふかしながら動物の収容場所に入ってきた。最低限の社会常識すら備わっていないのである。

6月1日午前鶴田氏が、1人でセンターに入ったところ、まだ授乳が必要な猫や、風邪の猫が相当数センターの旧職員宿舎に収容されていたとのことで、鶴田氏だけでは、とても手がまわらないので猫の世話を手伝うように鶴田氏より要請されて、同日の午後に鶴田氏と私で、世話に必要な買い物をしたうえでセンターに入りました。

センターの旧職員宿舎に入ったところ、旅行用のケージに入れられた子猫が30頭ほどいて、風邪をひいていたり状態の悪い個体が多く、茫然としたことを強く記憶しています。

さらに翌日6月2日午前と夕方、6月3日朝、計4回センターに猫の世話に入りましたが、子猫が置かれている台所に、ケージが置かれて比較的大型の怪我をした犬も置かれていました。

その際に、センターの動物管理を受注している(株)熊本県弘済会(コウサイカイ)の職員は、私達が立ち入った旧センター職員宿舎に置かれていた30頭いた猫の世話に関して全く他人事であり、主体的に世話をする様子など、一切無いことになりました。

6月2日午前には、センターにボランティアで9年前から入っているという増子元美熊本県動物愛護推進協議会委員が、私の前で仔猫を水洗いしてまともに拭かず(6月1日にも仔猫を水洗いし3頭死亡させたことが後で判明。仔猫は、体温低下に最大限注意を払うことが基本)、鶴田氏が、ドライヤーで乾かしました。

この時に、増子氏に訊ねたところ、「センターは、もともと処分するところで、生かすところでない、震災があったからボランティアが入れて動物の世話がされている状況」である旨の話をしました。

6月2日夕方6時頃にセンターに入りましたが応答が無く、予め夕方センター宿舎の猫の世話に向かうことを伝えていたのに宿舎が戸締りされていました。

通常入る玄関口は、閉められていましたが、空いている窓があったので、宿舎の中に入ると、午前中に私と鶴田氏と熊本県動物愛護推進員の増子氏が給餌と清掃等をしたままの状態であることが分かりました。

私と鶴田氏が猫の世話をしていると、「どこから入ったのですか？」と帰宅際のセンター職員が2名驚いた様子で声をかけてきました。

その職員は、センターの警備上の注意点を私達に教えた後に帰宅しました。

約30頭の子猫の世話はかなり時間を要し、子猫が置かれているケージは、持ち運び用が主で猫トイレの設置もないため、衛生環境が非常に悪かった。

鶴田氏と2人では、とても世話に時間がかかり、震災ボランティアに来ていた宮崎市の友人にも応援を頼み3人でかなり遅くまで世話をしました。

これから先のことを考えると、もうこれは、連れて帰るしかないと思い、旧知の宮崎の動物保護団体の代表者に相談すると、引き受けてもらえるとのことで、翌日に連れて帰ることにしました。

連れて帰った日は、朝にセンター旧宿舎に入ると、一頭の子猫が亡くなっていました。旧宿舎に置かれていた猫は、全て連れて帰りました。

連れて帰った29頭のうち3頭は、死亡したものの26頭は、新たな飼い主に引き取られたのは、上記のとおりです。

追記 日本は、国、地方公共団体問わず、与野党を問わず、実質的に、官僚組織、公務員組織の無謬性を元に政策等の議論が成される。動物行政についても当然同様である。

ところが蓋をあけると、本稿で述べた通りに、行政組織は、全く法に基づいた業務など行っていない。

熊本県は、猫の引取りの根拠法令の条項すら、誤った改正以前のものを使用していた。法律の改正など眼中に無いのである。